

台風等異常気象時における対応について

1 登校以前に一宮市に暴風警報が発令された場合

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は平常通りの授業を行う。
 - (2) 午前6時30分より午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経ってから当日の授業を行う。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
- ※ 上記の(1)(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてもよい。
- ※ 一宮市以外の地域から通学している生徒については、「自分の居住している地域」に暴風警報が発令されている場合は、解除されるまで自宅で待機し、解除されたら学校へ電話連絡して指示に従うこと。

2 登校以前に一宮市に特別警報が発令された場合 (新設)

- (1) 授業を行わず、休業にする。また、特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。
 - (2) 解除後の授業の開始については、学校から「きずなネット」及び「伝言ダイヤル」で連絡する。
- ※ 授業を開始した場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてもよい。
- ※ 一宮市以外の地域から通学している生徒については、「自分の居住している地域」に暴風警報が発令されている場合は、解除されるまで自宅で待機し、解除されたら学校へ電話連絡して指示に従うこと。

3 長期休業中や休日の補習・土曜学習、模試、学校行事等については、暴風警報が発令されていない場合でも、強風や大雨等により、生徒の安全に配慮して中止する場合がある。午前6時30分の時点で判断し、「きずなネット」及び「伝言ダイヤル」で連絡する。

4 登校後に一宮市に暴風警報が発令された場合

- (1) 安全に帰宅させようと判断した場合は、授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 道路の冠水、河川の増水等により下校が危険な時や、交通機関の途絶等により下校が困難な時は、校内に留め置き、保護者への引き渡し等、適切に対応する。

5 登校後に一宮市に特別警報が発令された場合 (新設)

校内に留め置き、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、適切に対応する。
「きずなネット」及び「伝言ダイヤル」で連絡する。

【きずなネット】

本校では、学校から保護者の皆様へ、携帯電話のインターネット／メールの機能を使った緊急連絡を行っています。日頃使っている携帯電話のメールアドレスを連絡網に登録していただくと、緊急な連絡がより早く、より確実に伝わりますので、ぜひ登録いただきますようお願いいたします。(登録は無料です。) 連絡網へのメールアドレス登録方法については、本校ホームページの右上にある「携帯メールの登録方法」をご覧ください。

なお、一度登録いただいた方は、次年度に自動的に次学年に移行しますので、再登録の必要はありません。また、卒業後は自動的に削除されますので、解除の必要はありません。

【伝言ダイヤルの利用手順】

手順①

「伝言ダイヤルセンター」に電話する。(携帯電話は不可)

TEL 0170-8500-23 と押す

NTTの音声ガイダンスが流れる

手順②

音声ガイダンスに従い、再生記号を入力する。

7# と押す

手順③

音声ガイダンスに従い、木曾川高校の連絡番号を入力する。

62-6155# または 61-6653# のいずれかを押す

手順④

音声ガイダンスに従い、暗唱番号を入力する。

1234# と押す

学校が録音したメッセージが再生される。